

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と
独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方（抄）

令和6年5月31日
公正取引委員会

1～3 （略）

4 本法違反行為を自発的に申し出た業務委託事業者の取扱いについて

公正取引委員会は、業務委託事業者（特定業務委託事業者を含む。以下同じ。）が本法に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対して、本法第8条の規定に基づき、特定受託事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採るべきことなどを勧告することができる。

公正取引委員会は、業務委託事業者の自発的な改善措置が、特定受託事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、本法第8条に基づく勧告の対象となる違反行為に関する自発的な申出が業務委託事業者からなされ、かつ、当該業務委託事業者について、以下のような事由が認められた場合には、業務委託事業者の法令遵守を促す観点から当該違反行為について勧告するまでの必要はないものとする。

- (1) 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- (2) 当該違反行為を既に取りやめている。
- (3) 当該違反行為によって特定受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている。
- (4) 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講ずることとしている。
- (5) 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

以上